

## (第3章) 役員選出規程

### 第1条 総則

本規程は、定款第5章の規定に基づき、役員候補者の選出に関する事項を定める。

### 第2条 役員構成

1. 現行の理事定数を15人以内とし、第19条の規定に基づき決定する。
2. 監事は、2名以内とする。

### 第3条 欠員の補充

役員が辞任または死亡した場合は、理事会の合意を持って選出し、総会において承認を受ける。

### 第4条 補則

1. この規程の施行に関し必要な規則は、理事会の議決を経てこれを定める。
2. この規程を改正する場合は、理事会の議決ならびに総会の承認を得なければならない。

(附則)

1. この規程は、公益社団法人の設立の登記の日より適用する  
2019年4月28日改訂